



わが家の保険

重要事項のご説明



株式会社 アソシア

もくじ

重要事項のご説明

契約概要のご説明	2
1. 商品の仕組みおよび引受条件等	2
2. 保険料	4
3. 保険料の払込方法について	4
4. 契約者配当金	4
5. 解約返れい金の有無	4

注意喚起情報のご説明

5

1. 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）.....	5
2. 告知義務・通知義務等	5
3. 補償の開始時期	5
4. 保険金をお支払いしない主な場合等	5
5. 保険料の払込等の取扱い	6
6. 破綻時等の取扱い	6
7. ご意見・苦情等のお申し出について	6
8. 特に法令等で注意喚起することとされていること	6
9. 事故が起こった場合	6

その他のご説明

7

1. ご契約時にご注意いただきたいこと	7
2. ご契約後にご注意いただきたいこと	7
3. 事故が起こった場合の手続	7
4. ご契約いただく補償の内容	8

新家財総合保険をご契約いただくお客様へ

この書面では新家財総合保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、「新家財総合保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認ください事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みくださるようお願いいたします。
この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約条項をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

■ 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

① 商品の仕組み

「新家財総合保険」は、火災・風災・水災・盗難等をはじめとするさまざまな事故により家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、地震・噴火・津波を原因とする火災により家財が損害を受けた場合や、事故による借住住宅の損害を賃貸借契約に基づき修理した場合、貸主への賠償責任や日常生活における他人への賠償責任を負担した場合にも保険金をお支払いする、すべての住宅居住者様のための保険です。

② 商品の構成

「新家財総合保険」は、普通保険約款と各種特約により構成されています。
補償される内容は、ご契約いただくプラン(特約の有無)により異なりますので、保険契約申込書にて詳細をご確認ください。

(2) 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合)

① 新家財総合保険普通保険約款

被保険者(補償を受けられる方をいいます。)または被保険者と生計を共にする親族の所有する保険の対象(家財をいいます。)が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

損害保険金	次の事故により家財が損害を受けた場合に、再調達価額(*1)(ただし保険の対象が30万円以下の貴金属等である場合は時価額(*2))によって定めた損害の額を、保険金額(*3)を限度としてお支払いします。 (ア) 火災 (イ) 落雷 (ウ) 破裂または爆発 (エ) 風災、ひょう災または雪災(20万円以上の損害の場合に限ります。) (オ) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 (カ) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ (キ) 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (ク) 盗難<家財50万円限度(時価額が30万円以下の貴金属等は10万円限度)・通貨20万円限度・預貯金証書50万円限度>
持ち出し家財保険金	被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって家財を収容する住宅から一時的に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内において、損害保険金の(ア)から(ク)までの事故によって損害が生じた場合に、100万円または保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度としてお支払いします。
水害保険金	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって家財が損害を受け、次の状態が生じた場合にお支払いします。 (ア) 家財に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき・・・損害の額×縮小割合70% ただし、損害の額は保険金額を限度とします。 (イ) 家財に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき・・・保険金額×支払割合10% ただし、損害の額を限度とします。 (ウ) (ア)および(イ)に該当しない場合において、家財を収容する住宅が床上浸水を被った結果、家財に損害が生じたとき・・・保険金額×支払割合5% ただし、損害の額を限度とします。

*1 再調達価額: 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要となる額をいいます。

*2 時価額: 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額をいいます。

*3 保険金額: ご契約いただく保険金の支払限度額(ご契約金額)をいいます。

左記保険金とは別に、次の通り事故の形態によって事故時のさまざまな費用をカバーする費用保険金をお支払いします。ただし、左記保険金（損害保険金・持ち出し家財保険金・水害保険金）と合計して保険金額を限度とします。

臨時費用保険金	損害保険金(ア)から(キ)の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合に、損害保険金×30%をお支払いします。ただし、100万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金(ア)から(キ)の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合に、残存物の取片づけに要した費用を損害保険金の10%を限度にお支払いします。
失火見舞費用保険金	損害保険金(ア)または(ウ)の事故を原因として延焼等により第三者の所有物が損壊した場合に、見舞金の費用として「被災世帯数×20万円」をお支払いします。ただし、保険金額の20%を限度とします。 ※この費用保険金は、被災世帯に対する見舞金のための費用としてお支払いするものであり、被保険者が実際に被災世帯に対し見舞金をお支払いしない場合には、弊社は保険金の返還を請求させていただくことがあります。
地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって家財が損害を受け、その損害の状況が下記のいずれかに該当する場合に、保険金額の5%に相当する額をお支払いします。 (ア) 家財を収容する建物が半焼(*4)以上となったとき (イ) (ア)の場合の他、家財が全焼(*5)となったとき

- *4 建物の半焼：①建物の保険価額の20%以上50%未満の損害が発生した場合
②床面積20%以上70%未満が焼失した場合
- *5 家財の全焼：火災による家財の損害額が、その家財の再取得価額の80%以上となった場合

②修理費用担保特約

「①新家財総合保険普通保険約款」の損害保険金(ア)から(ク)の事故により家財を収容する借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で現実これに修理したときに、その費用の額を保険金額を限度としてお支払いします。ただし、借家人賠償責任担保特約の補償の対象となる事故を除きます。

※修理費用は下記のものに係る費用を除きます。

(ア)壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

(イ)玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等、借用住宅居住者が共同で利用するもの

③個人賠償責任担保特約

被保険者が日本国内において発生した家財を収容する住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、その損害の額を保険金額を限度としてお支払いします。

※個人賠償責任担保特約の被保険者の範囲

(ア) 保険契約証、保険証券または保険契約継続証の被保険者欄に記載されている方（以下「本人」といいます。）

(イ) 家財を収容する住宅に生活の拠点として本人と同居する方のうち、下記 a. または b. に該当する方

a. 本人の配偶者 b. 本人または配偶者と生計を共にする親族

<ご注意>

- ・この契約の本人は他の契約（弊社と締結する他の契約で個人賠償責任担保特約が付帯されているものをいいます。）の本人になれません。
- ・この契約の本人は他の契約においては(イ)に掲げる被保険者になれません。
- ・家財を収容する住宅に生活の拠点として本人と同居する方が(イ)に掲げる被保険者となることができ、同居しなくなった場合は被保険者ではなくなります。
- ・(イ)に掲げる被保険者が他の契約の本人となった場合、この契約の被保険者ではなくなります。

④借家人賠償責任担保特約

被保険者の家財を収容する借用住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の事故により損壊した場合において、被保険者がその住宅について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、その損害の額を保険金額を限度としてお支払いします。

(ア)火災 (イ)破裂または爆発 (ウ)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

(3)保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「4. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(4)主な特約およびその概要

「新家財総合保険」において付加できる主な特約は、以下の通りです。補償内容等の詳細については約款の特約条項をご確認ください。

① 修理費用担保特約

(2)補償の内容②をご覧ください。

② 個人賠償責任担保特約

(2)補償の内容③をご覧ください。

③ 借家人賠償責任担保特約

(2)補償の内容④をご覧ください。

④ 法人等の契約の被保険者に関する特約

本特約は、法人等の従業員等が、生活の拠点として家財を収納する住宅に居住する場合に付帯されます。これにより、この保険契約における被保険者は、当該従業員等となります。

⑤ 同居人契約の被保険者に関する特約

本特約は、家財を収納する住宅に、被保険者本人および同居人と生計を共にする親族以外に、同居人が居住する場合に付帯されます。これにより、この保険契約の被保険者に当該同居人も含まれることとなります。

(5) 保険の対象

「家財」となります。これに該当しない場合（事業用設備や什器・商品や製品等）は保険の対象とすることができませんのでご注意ください。保険契約申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財について、その全体でのお引き受けとなります。

(6) 保険期間

保険期間は 1 年間または 2 年間です。

(7) 引受条件（保険金額等）

(1) 保険金額の設定

新家財総合保険普通保険約款の保険金額を設定される際は、以下の点にご確認ください。（ご契約いただく保険金額は、保険契約申込書にてご確認ください。）

- ①家財の再調達価額を超えて保険金額を設定しても、事故時には家財の再調達価額を超えて保険金が支払われることはありません。
- ②家財の再調達価額を下回って保険金額を設定したときには、損害の額の全額をお支払いできない場合があります。
- ③家財の再調達価額は変動するものであり、損害の額の算出は事故発生時点の評価額に基づいて行われます。

(2) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2 保険料

保険料は保険金額、保険期間等によって決定されます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一括払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほか、クレジットカードや払込票等により保険料を払い込む方法もあります。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約された場合、新家財総合保険普通保険約款の規定により、領収した保険料から既経過期間に対し所定の係数を乗じた額を差し引いてその残額を返戻します。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

「契約概要のご説明」「注意喚起情報」に関するお問い合わせ / その他保険に関する苦情・お問い合わせ・ご相談は

株式会社アソシア 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-2 ユニコビル7F

☎03-3265-9290 受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く。）

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約条項をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

① 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

- (1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。クーリングオフの手続きは取扱代理店では受け付けることができませんので、上記期間内（8日以内の消印有効）に以下の内容を書面に記載のうえ、弊社の本社宛に必ず郵便にてご連絡ください。
- ①クーリングオフされる旨
 - ②ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号
 - ③ご契約を申し込まれた年月日
 - ④ご契約を申し込まれた保険の契約証番号または証券番号
 - ⑤ご契約を申し込まれた代理店名
- (2) クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は全額お返します。弊社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。
- (3) すでに保険金をお支払する事由が発生しているにもかかわらずそれを知らずにクーリングオフをされた場合には、そのクーリングオフの効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

② 告知義務・通知義務等

- (1) ご契約締結時の注意事項
- ①保険契約者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出いただく義務（告知義務）があります。保険契約申込書記載事項が事実と違う場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特に保険契約者の住所・氏名、家財を収容する住宅の所在地、被保険者、住宅の用途、他の保険契約の有無、世帯構成人数等にご注意ください。
 - ②ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効となります。
 - (ア) 他人のために保険契約をする場合、保険契約者がその旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
 - (イ) 保険契約者または被保険者が、家財がすでに火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき。
- (2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）
- ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に対処代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
- ①家財全部を譲渡するとき。
 - ②家財を収容する住宅の用途を変更するとき。
 - ③家財を引越し等により他の場所に移転するとき。
 - ④この保険契約と同種の他の保険契約を締結するとき。
 - ⑤被保険者が家財を収容する住宅に居住しなくなるときまたは家財を収容する住宅に生活の拠点として被保険者と同居する親族の人数に変更があるとき。
 - ⑥保険契約者が住所を変更するとき。

③ 補償の開始時期

弊社は、ご契約時に定めた保険期間の初日の午前0時から保険契約上の責任を負います。保険料は、ご契約と同時に払い込んで下さい。保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

④ 保険金をお支払いしない主な場合等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
- 次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、主な場合のみを記載していますので、詳しくは普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」をご参照ください。
- ①保険契約者、被保険者の故意、重大な過失、法令違反
 - ②戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質による損害
 - ③地震、噴火、津波を原因とする損害（ただし、地震火災費用保険金を除きます。）
 - ④取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害
- (2) 保険の対象に含まれないもの
- 次のものについては、保険の対象である家財の範囲に含まれません。
- ①自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
 - ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、通貨または預貯金証書の盗難による損害については、この限りではありません。
 - ③貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
 - ④稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - ⑤商品、営業用什器・営業用備品その他これらに類するもの
- (3) 保険金の削減払い
- 弊社は、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

5 保険料の払込等の取扱い

(1) 保険料の払込猶予期間

保険料の払込猶予期間はありませんので、保険料はご契約と同時にその全額をお払込みください。保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(2) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

6 破綻時等の取扱い

弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

7 ご意見・苦情等のお申し出について

(1) 弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申し出】 TEL：0120-953-827 0120-936-120 ※受付時間：9：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
 【メールでのお申し出】 info@associa-insurance.com

(2) 指定紛争解決機関（ADR 機関）

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関『少額短期ほけん相談室』をご利用いただくこともできます。当機関は、お客さまからのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【『少額短期ほけん相談室』の連絡先】
 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 八丁堀SFビル2階
 TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755 ※受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

8 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1) 継続時の保険料の増額または保険金額の減額等

- ① 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ② 想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

(2) 少額短期保険業者が引き受けることができる保険の範囲

- ① 保険期間は2年（損害保険の場合）以内であって、保険金額は保険業法施行令第1条の6に定める金額（*1）以下となります。
 - ② 1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、原則として1,000万円が上限となります。ただし、低発生率保険（保険業法施行令第38条の9第1項に定める保険をいいます。なお、「新家財総合保険」においては、個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約が該当します。）に係る保険金額の合計額は、別枠で1,000万円が上限となります。
 - ③ 1保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は、100名が上限となります。
- （*1）保険業法施行令第1条の6に定める金額は次の通りです。

保険の種類	保険金額限度
損害保険	1,000万円

(3) 特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置の適用を受ける場合の取扱

保険業法附則（平成17年法律第38号）第16条第1項により、特定保険業者であった少額短期保険業者等に関する経過措置の適用を受ける場合には、平成18年4月1日から起算して7年を経過する日までの間は、次の通りとなります。

- ① 上記(2)①にかかわらず、保険金額は保険業法施行令附則第3条に定める金額（*1）以下となります。
- ② 上記(2)②にかかわらず、1被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、原則として5,000万円が上限となります。ただし、低発生率保険（保険業法施行令第38条の9第1項に定める保険をいいます。なお、「新家財総合保険」においては、個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約が該当します。）に係る保険金額の合計額は、別枠で5,000万円が上限となります。

（*1）保険業法施行令附則第3条に定める金額は次の通りです。

保険の種類	保険金額限度
損害保険	5,000万円

9 事故が起こった場合

- (1) この保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- (2) 保険金請求権には3年の時効がありますのでご注意ください。
- (3) 個人賠償責任および借家人賠償責任の賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談のうえ、おすすめください。
- (4) 家財の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込み下さいますようお願いいたします。

この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約条項をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

■ ご契約時にご注意いただきたいこと

(1) 保険料領収証の発行

保険料をお払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
※クレジットカード払いの場合は、保険料領収証が発行されませんので、ご利用明細書にてご確認ください。

(2) 取扱代理店の権限

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(3) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過する部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。

(4) 補償重複

本保険契約と補償内容が同様の他の保険契約があると、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

■ ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、インターネット上の「お客様専用ページ」にログインのうえ、保険契約証画面にて契約内容の詳細についてご確認ください。保険証券の発行・交付をご希望の場合は、当社までご連絡ください。

■ 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの当社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、当社または取扱代理店へご連絡ください。

①	損害の発生および拡大の防止（消防車、救急車等の出動要請の連絡を含みます）
②	盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況を伝え、盗難の届出を行ってください。
③	相手の確認（賠償事故等の場合）

■賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。次のような場合は事前に当社へご相談ください。

①相手の方と示談される場合	相手の方から損害賠償の請求を受けた場合には、示談の前に必ず当社の同意を得てください。当社が同意する前に保険契約者または被保険者ご自身で示談された場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
②損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合または提起された場合	必ず当社にご通知のうえご相談ください。通知がなかった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 打ち合わせ

事故の発生原因・被害状況を確認いたします。保険金のお支払いに向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。損害の確認や原因の確認のため、現場の立会を行う場合がありますのでご了承ください。

(3) 保険金請求資料の作成・提出

必要な提出書類を作成いただき、早期の保険金のお支払いに向けて、すみやかにご提出をお願いいたします。

(4) 保険金請求内容の確認・承認

お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

(5) 保険金のお受取り

保険のご契約に質権設定がある場合、保険金をお支払いする際には質権者への確認が必要となりますので、ご了承ください。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）は、保険契約の適正な引受審査、維持・管理、履行のために利用するほか、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供、提携先・委託先の商品・サービスのご案内、アンケート等のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

弊社は、以下の場合を除き、お客様の同意なくお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（少額短期保険代理店を含む）に取り扱いを委託する場合
- ③再保険契約の締結や再保険の受領のために、再保険会社等に必要な情報を提供する場合
- ④保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、また不正な保険金請求を防止するために、他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

※個人情報の取扱いに関する詳細は、弊社ホームページにて『個人情報保護宣言』をご参照ください。
<http://www.associa-insurance.com>

4 ご契約いただく補償の内容

新家財総合保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下の通りです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細はご契約の取扱代理店または弊社にお問い合わせいただくか、普通保険約款・特約条項をご確認ください。

	保険金をお支払する場合	お支払する保険金の額	保険金をお支払できない主な場合
家財補償	1. 損害保険金 次の(1)～(8)の事故により家財が損害を受けた場合 (1) 火災 (2) 落雷 (3) 破裂・爆発 (4) 風災・ひょう災・雪災(20万円以上の損害の場合に限る) (5) 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 (6) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う水漏れ (7) 騒じょう (8) 盗難	家財 1事故につき50万円限度。ただし、30万円以下の貴金属・美術品等は1個1組10万円限度 通貨 1事故につき20万円限度 預貯金証書 1事故につき50万円限度	次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 被保険者でないものが保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受取るべき金額については除く。 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(ただし、地震火災費用保険金を除く。) ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑥ 保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害 ⑦ 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ⑧ 保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難 ⑨ 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難
	2. 持ち出し家財保険金 被保険者又は被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険契約証、保険証券または保険契約継続証記載の住宅から一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内において損害保険金の(1)から(8)までの事故によって損害を受けた場合	1事故につき100万円または保険金額の20%のどちらか低い額限度	※ 1.～3.の保険金と4.～6.及び8.の費用保険金の支払額は、合計で家財保険金額が限度となります。
	3. 水害保険金 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水高潮・土砂崩れ等の水災によって家財が損害を受けた場合	a. 家財に30%以上の損害が生じたとき b. 家財に15%以上30%未満の損害が生じたとき c. 前aおよびbに該当しない場合で、床上浸水により家財が損害を受けた場合	損害の額×縮小割合(70%) ただし、損害の額は保険金額限度 保険金額×支払割合(10%) ただし、損害の額限度 保険金額×支払割合(5%) ただし、損害の額限度
普通保険約款	4. 臨時費用保険金 損害保険金の「保険金をお支払する場合」(1)から(7)の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合	損害保険金の30%に相当する額。ただし、1事故につき100万円限度	
	5. 残存物取片付け費用保険金 損害保険金の「保険金をお支払する場合」(1)から(7)の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合	残存物の取片付けに要した費用の額。ただし、1事故につき損害保険金の10%限度	
	6. 失火見舞費用保険金 損害保険金の「保険金をお支払する場合」(1)または(3)の事故を原因として第三者の所有物が損壊した場合(被保険者以外の者が占有する部分から発生した場合を除く)	1被災世帯あたり20万円。ただし、1事故につき保険金額の20%限度	
	7. 損害防止費用 損害保険金の「保険金をお支払する場合」(1)から(3)までの事故により損害保険金が支払われる場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益な所定の費用を支出した場合	費用の額	
	8. 地震火災費用保険金 地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により家財が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合 ① 家財を収容する建物が半焼以上となったとき ② ①の場合の他に、家財が全焼となったとき	保険金額の5%に相当する額	
	修理費用補償 損害保険金の「保険金をお支払する場合」(1)から(8)の事故により借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した場合	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用の額。ただし、1事故につき保険金額限度	・家財補償の「保険金をお支払いできない主な場合」②～⑥の掲げる事由によって生じた損害 ・保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ・保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
	個人賠償責任補償 被保険者が日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊につき、被保険者が他人に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	損害賠償金・訴訟費用・弁護士費用等。ただし、1事故につき保険金額限度。	・家財補償の「保険金をお支払いできない主な場合」③～⑥の掲げる事由によって生じた損害 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
	借家人賠償責任補償 火災、破裂、爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水漏れによって、借用住宅が損壊した場合において、被保険者がその住宅について貸主に對して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	損害賠償金・訴訟費用・弁護士費用等。ただし、1事故につき保険金額限度。	・家財補償の「保険金をお支払いできない主な場合」③～⑥の掲げる事由によって生じた損害 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ・借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事 ・被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任

保険契約に関するお問い合わせ・契約内容の変更

株式会社アソシア ご契約関連事務受付



0120-953-827

受付時間 9:30 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

事故のご報告

株式会社アソシア 事故受付センター



0120-956-834

受付時間 年中無休・24時間受付



株式会社 アソシア

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-2 ユニコビル 7F
TEL. 03-3265-9290 FAX. 03-3265-9291
URL : <http://www.associa-insurance.com>